

資料編

- 1 策定の経緯
- 2 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会要綱
- 3 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿
- 4 阿見町都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿

1 策定の経緯

本計画の策定の経緯は、以下の通りです。

日付	会議等	内容
令和5年 6月23日 ～7月10日	住民まちづくりアンケート調査	町民2,000人を対象に実施 (回収数522票、回収率26.1%)
9月11日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要及び見直しの経緯 ・住民意見まちづくりアンケート調査 ・都市整備等の状況、施策進捗状況 ・都市整備の課題と見直し箇所 ・都市の将来像(目標人口)
9月21日	第1回策定委員会	
10月10日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想(見直し案) ・地域別構想(見直し案) ・重点プロジェクト(見直し案)
10月17日	第2回策定委員会	
12月4日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン改訂版(素案)
12月18日	第3回策定委員会	
令和6年 2月22日 ～3月22日	パブリックコメント	計画案に対する町民意見集約 (意見数 1件)
	パネル展示及びオープンハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示(常設) ・オープンハウス(平日夜間2日、休日昼間2日)(参加者 8人)
3月27日	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施報告 ・都市計画マスタープラン一部改訂(案)
4月26日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施報告 ・都市計画マスタープラン一部改訂(案)
5月10日	阿見町都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン一部改訂(案)

2 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会要綱

平成26年9月30日告示第211号

改正

平成28年3月25日告示第78号

令和2年3月27日告示第60号

令和4年3月31日告示第69号

令和5年3月31日告示第76号

阿見町都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に必要な事項を協議するために設置する阿見町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 町民を代表する者
- (4) 各種団体等を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、第2条の所掌事項の事前調査を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、代表幹事が必要に応じて招集し、代表幹事は当該会議を主宰する。

4 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第78号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第60号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第76号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

職名	備考
町長公室長	
総務部長	
町民生活部長	
保健福祉部長	
産業建設部長	代表幹事
教育部長	

3 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

No	区分	氏名	所属・職名等	備考	
1	学識経験のある者 (学識経験を有する者)	大澤 義明	国立大学法人筑波大学システム 情報系社会工学域学術博士 阿見町都市計画審議会会長 (令和5年9月21日～令和6年3月31日)	委員長	
			麗澤大学工学部 教授 阿見町都市計画審議会会長 (令和6年4月1日～)		
2		須永 大介	麗澤大学工学部 准教授 阿見町都市計画審議会委員	副委員長	
3		中島 雅己	阿見町教育委員		
4		河野 了	茨城県立医療大学付属病院 副医院長 医科学センター教授		
5		眞鍋 道子	茨城県建築士会土浦支部 まちづくり委員会委員		
6		町議会 (町議会の議員)	柴原 成一 (令和5年9月21日～ 令和6年3月31日)	阿見町議会議員	
			武藤 次男 (令和6年4月1日～)		
7		一般町民 (町民を代表する者)	登坂 純平	公募の町民	
8		各種団体 (各種団体等を代表する者)	野島 泰久 (令和5年9月21日～ 令和6年3月31日)	竜ヶ崎工事事務所長	
			井上 和則 (令和6年4月1日～)		
9			本間 保	阿見町農業委員会委員	
10	久保谷 充		阿見町商工会副会長		
11	山口 道子		阿見区長会会長		
12	笥田 廣明		(社)茨城県宅地建物取引業協会 土浦・つくば支部 理事		

4 阿見町都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
町長公室 公室長	佐藤 哲朗	
総務部 部長	青山 広美	
町民生活部 部長	白石 幸也	
保健福祉部 部長	山崎 洋明	
産業建設部 部長	井上 稔	代表幹事
教育委員会 部長	飯村 弘一	